

市町村名【 宮代町 】 ※ご記入をお願いします。

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

当町では、被保険者の所得水準が低く、所得割による税収の確保が困難なため、応益割(均等割)による被保険者全体で広く負担していただく必要があります。現在は、応能割(所得割)・応益割(均等割)の賦課割合を概ね55対45としております。

また、応益割(均等割)は、所得の少ない方に7割5割2割の法定軽減が適用され、国、県の低所得者対策として保険基盤安定負担金が交付されることから、町及び被保険者の財政負担を抑える効果があります。今後は、被保険者の所得状況を注視すると共に税負担のバランスを考慮しながら、応能割と応益割の賦課割合を50対50に近づけていく予定です。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

高齢者や子どもなどは一般的に支払能力が乏しいといわれています。しかしながら当町の令和3年度予算では、被保険者の減少による国保税収の減少により、町からの法定外繰入金約1億1,400万円を計上しており、引き続き多くの赤字を抱え財政的に厳しい状況にあります。

また、子どもの均等割負担につきましては、未就学児の保険料均等割額の減額措置を導入することが決まり、均等割額の5割を公費によって軽減することとなったところです。今後とも町村会や県をとおして子どもに係る均等割の軽減措置の拡充について国に対して要望してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

法定外繰入金は、国民健康保険以外の一般町民の方からの税金を財源とし、税の公平性の観点からも課題があると考えております。

当町といたしましては、厳しい被保険者の状況等を十分考慮しながら、長期的な視点で法定外繰入金の段階的な解消に取り組んでまいります。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が 18 万 2781 世帯ありましたが、減免はその内 1 万 830 世帯で、これは滞納世帯の 5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内 62 市町で 1 万 6247 世帯の申請があり、その内 1 万 4594 世帯、総額 24 億 6817 万 8496 円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021 年度も国保税コロナ減免を実施してください。

- ① 保険税免除基準を生保基準の 1.5 倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】

国保税の減免制度につきましては、世帯の所得が生保基準額の概ね 1.3 倍未満にある世帯を対象としております。国保税減免基準額の引き上げは、県内全市町村が同じ制度で運用することが望ましいと考えておりますので、県に対して国保税減免基準額の統一化を検討するよう要望してまいります。

- ② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

令和 3 年度の国民健康保険税について、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した世帯に対して、申請により減免を実施します。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】

窓口の一部負担金の減免制度につきましては、入院療養の場合で世帯の所得が生活保護基準の概ね 1.3 倍未満にある世帯を対象としております。減免基準の引き上げは、前回答と同様に県内全市町村が同じ制度で運用することが望ましいと考えておりますので県に対して窓口の一部負担金の減免の基準額の統一化を検討するよう要望してまいります。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

一部負担金の減免制度につきましては、対象者の所得や生活状況を確認させていただくための必要な書類を添付して頂いております。

今後におきましては、申請書の記入例等を作成し、窓口でスムーズに手続きができるようにするとともに、町のホームページ、広報等を通じて多くの方に周知して参ります。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

一部負担金の減免制度につきましては、対象者の所得や生活状況を詳細に確認させていただく必要があります。事務の煩雑さ及び個人情報の問題を考えますと医療機関の会計窓口での手続きは困難と考えております。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】

国民健康保険税は、国民皆保険のもと加入している方が保険税を出し合い、病気にかかった方の医療費をまかなうための制度であり、将来にわたり維持していくために、加入者それぞれの保険税負担が重要です。

このような中、新型コロナウイルス感染拡大をはじめとして収入の減少など少なからず生活への影響が生じている方も見受けられます。

前述のとおり保険税の減免の取扱いを行う場合をはじめ、納税相談にあたっては納税者の生活状況や収入状況等を聞き取り、徴収猶予あるいは滞納処分の執行停止かを判断の上、庁内の連携を図りながら実態に即した対応に努めています。

なお、一定の収入や財産のある滞納者につきましては、納期内に納付している多くの方々との不公平が生じないよう、法令に基づき差押や換価などの滞納処分を厳正に執行してまいります。

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】

滞納処分にあたっては、法令に基づき厳正に対処することとしております。差押禁止財産、保障されている生活費の差押えについては、実施しておりません。滞納処分については、財産調査や財産の状況を見極め、法令を順守し、対応しているところであります。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

納税相談にあたっては、個人の方や事業者にかかわらず常に実施し、生活状況や収入状況を丁寧に伺いながら、納付を促しています。

しかし、納税相談に応じない方や納税相談で決められた内容を守らない方に対しては、法令に基づき滞納処分を実施することとしております。

差押禁止財産、保障されている生活費の差押えについては、実施しておりません。滞納処

分については、財産調査や財産の状況を見極め、法令を順守し、対応しているところであります。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

国民健康保険税の滞納処分にあたっては、他の税と区別なく法令に基づき厳正に対処することとしております。差押禁止財産、保障されている生活費の差押えについては、実施しておりません。滞納処分については、財産調査や財産の状況を見極め、法令を順守し、対応しているところであります。

- (5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021年のアンケート結果では資格証明書が22市町で676世帯、短期保険証は6市町で1万4603世帯、2万4866人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は2,780世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

有効期間の短い短期被保険者証や資格証明書につきましては、特別な事情もなく、一定の期間を再三の督促や催告、納税相談の働きかけにも応じない方に発行しております。

滞納世帯との接触の機会を増やし自主的な納付を直接働きかけることを目的として行っているもので、納税者との公平性の観点から必要なことと考えております。

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

短期被保険者証は、滞納者との納税相談の機会を確保し、収納に繋げることにあります。

当町といたしましては、納税相談の機会を確保するため一定の窓口留置はやむを得ないと考えております。なお留置期間については、対象者に保険者証受領の案内をした後、1か月半ほど留置をし、残った方全員に郵送しております。

- ③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書につきましては、特別な事情が無く、国保税の納期限から1年を経過しているにも関わらず、納付や納税相談等に応じない方に対し、納税相談の機会を確保し、収納に繋げるために実施しております。資格証明書の発行につきましては、税を納付している方との公平性からも発行はやむを得ないと考えております。発行する場合には、対象者が受診を控えることがないよう、生活実態を十分把握し、適正に対処して参ります。

- (6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支

給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

- ① 傷病手当金の支給を 2021 年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

令和 3 年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した世帯に対して、申請により減免を実施することとしております。

令和 3 年度の国保財政は約 1 億 1,400 万円の法定外繰入金を計上し、現状では、傷病手当金の支給を恒常的に実施するのは厳しい状況です。

- ② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

関係機関を通じて国や県に要望してまいります。

(7) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

保運営協議会の委員につきましては、既に公募を実施しております。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

町民の意見を十分反映するため、国民健康保険運営協議会を組織し、町の被保険者からの公募や医師や薬剤師などの医療関係者、国保以外の健康保険に加入する方を委員として国保運営全般に対して意見を頂いております。また、窓口においても町民の方から様々なご意見を頂いており、こうした意見を国保運営上の参考として改善に努めてまいります。

(8) 保健予防事業について

2020 年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

- ① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

平成 29 年度から特定健診の自己負担額の完全無料化を実施しております。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

既に特定健診とがん検診が同時に受診できる集団健診を実施しております。

- ③ 2021 年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

健診対象者の状況を受診履歴、年代、性別、健診結果値等を基に人工知能による分析・分類し、健診未受診者に対して効果的な勧奨通知の送り分けを行います。

また、不定期受診者等で再勧奨を送れば受診する可能性の高い対象者を選定し、再度の勧奨通知を行います。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

当町では、個人情報等の法令等を十分遵守し、個人情報の管理体制を徹底して取り組んでおります。

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

75歳以上の後期高齢者の医療費の内訳につきましては、制度上、公費50%、現役世代からの支援金40%、高齢者の保険料10%となっております。また、少子高齢化の進展に伴い、現役世代への支援金の負担が増加傾向にある状況でございます。

2022年度には、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になりはじめ、2025年度には全員が後期高齢者となることから、後期高齢者医療費の増加に伴い、支援金の増加も想定される場所です。

こうした現役世代の負担増を和らげるために、後期高齢者の中でも一定所得以上の方には2割の窓口負担をお願いし、世代間の負担の公平を図っているところでございます。

なお、負担が急増しないように、導入後3年間は外来に限ってひと月の負担増を最大3千円に収める等の措置を国においても検討されておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

当町では、民生委員や地域包括支援センターが中心となって、各種見守り活動を実施しております。また、国家的な課題であります健康寿命の延伸を図るため、高齢者の身体的機能や認知機能の低下を防ぐための適切な治療や予防を行い、要介護状態に進まずにすむよう医療と介護予防事業を一体的に実施していく予定でございます。

この一体的実施により、フレイルのリスクがある高齢者にアプローチができ、健康管理を支援すること限らず、要介護に要していた時間やコストが低減できるとともに、個々人の状態に合わせたサポートができるものと考えております。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

当町では、人間ドック及び脳ドッグへの助成のほか、健康マイレージ事業への参加を促しております。

今後とも健康長寿事業を有効に活用し高齢者の健康増進を図ってまいります。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

当町では、後期高齢者を対象とする健康診査を無料で実施しております。また歯科健診につきましても県広域連合が実施するものでございますが、健康診査と同様に無料となっております。

人間ドック及びガン検診につきましては、費用が健診に対して高額であるため、一部自己負担をお願いしております。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

医療機関の拡充等も含め、各地域の医療整備計画等に準じて進められていることから、計画の見直し時期等を踏まえた働きかけを行っていきたいと考えております。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

医療従事者が働きやすい環境整備が図れるよう働きかけを行っていきたいと考えております。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

保健センターの人員は、今後の保健事業体制の強化も含め必要と考えておりますので、継続した働きかけを行いながら保健事業の充実に努めます。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】

ご存じの通り、PCR 検査はその時の状況であり、陰性だったから問題ないという状況のものではございません。そのため、擬陽性の方をひろってしまうことなどの問題が解消された場合には、ぜひ研究したいと考えております。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査を行ってください。

【回答】

ご存じの通り、PCR 検査はその時の状況であり、マイナスだったから問題ないという状況のものではございません。そのため、擬陽性の方をひろってしまうことなどの問題が解消さ

れた場合には、ぜひ研究したいと考えております。

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

ワクチンの接種体制については、現在も問題なく進んでいると認識しておりますが、国から送られてくるワクチンの供給量により大きく変わってきますので、継続したワクチンの要求を行ってまいります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

第8期の保険料におきましては、介護保険給付費準備基金を最大限に活用し、保険料は基準額で100円の引き上げとなりました。第9期以降につきましても、事業量を適切に見込み、介護保険給付費準備基金を取り崩すなどの対応を実施してまいります。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことと等による介護保険料の減免を実施しました。令和2年度の対象者は12人で減免額は518,600円でした。令和3年度も同様に実施してまいります。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

介護保険料の減免につきましては、生活保護基準以下の収入で、何らかの事情で生活保護を受給できない方等を対象とした当町の独自の減額制度があります。

低所得者を対象とした、さらなる減免の拡大につきましては、減免に要する費用が、他の第1号被保険者の保険料に転嫁することとなることから、その影響を十分に考慮して、慎重に検討してまいります。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

当町の独自の助成制度として、低所得者の方の利用者負担額の一部助成を行っています。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

介護保険制度においては、制度創設以来、利用者負担割合を所得にかかわらず一律1割としていたところですが、平成27年及び平成30年度において、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代に過度な負担を求めず、高齢者世代内において負担の公平化を図っていくため、一定以上所得のある方等の負担割合を2割または3割にしたものです。

制度改正の主旨から2割負担または3割負担の方を対象にした対策については慎重に検討してまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

現段階では、実施の予定はありませんが、他自治体の実施状況や国での審議状況を注視してまいります。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

現在のところ、独自財源での実施となることから、財政支援については、慎重に検討してまいります。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

令和2年度においては、供給のひっ迫から町の備蓄マスクの提供をおこないましたが、令和3年度以降については、衛生資材の供給状況を判断し必要なら備蓄マスク等の活用を検討します。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

当町では、5月6日から65歳以上高齢者を対象に集団接種を開始しましたが、集団接種会場での接種が難しい施設入所者の方については、各施設での接種を実施しております。また、施設従事者の方への接種については、事前の申請に基づき、6月21日に接種券を発送し、接種を開始しています。

PCR検査につきましては、町独自の事業として、現在、埼玉県が実施しているPCR検

査の対象外の施設等の介護事業所等の従事者を中心に、公費で実施してまいります。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

当町には、現在、特別養護老人ホームが3施設、地域密着型特別養護老人ホームが1施設、小規模多機能型居宅介護が1施設整備されておりますので、今後の整備は過度な整備とならないよう見込量を勘案して進めてまいります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

地域包括支援センターにおいては、高齢者とその家族、地域住民などからの相談に応じ、介護・福祉・健康・医療など、様々な面から総合的に支援し、関係機関等へつなげられるよう努めています。

高齢者の増加に伴い、相談件数の増加と複雑化する相談内容への専門的な対応力が求められていることから、配置されている専門職のそれぞれの資質向上と相談体制の強化、関係機関との連携を図ることで地域包括支援センターの機能強化を図ってまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

当町では、事業所をはじめ高齢者福祉施設、児童施設及び障がい者施設などにマスクを配布しております。また、県との連携によりマスク及びアルコール消毒液についても配布しております。さらに、一部の公共施設に次亜塩素酸水生成装置を設置し、広く町民の皆様へ無料で提供をしております。

引き続き、県と連携をして必要数の確保、提供を実施していきたいと考えております。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

PCR検査については、昨年より埼玉県医師会と各郡市医師会が連携し「発熱外来PCRセンター」を設置しているほか、発熱外来を実施している各医療機関では、発熱等の症状が見られ新型コロナウイルス感染症が疑われる場合、行政検査を実施しております。検査によって陽性が確認された場合は、管轄する保健所が入院、ホテル、自宅での療養場所の判断及び必要な移送等の支援を行うこととなっております。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】

障がい者支援施設の職員不足につきましては、蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町と共同で設置しております埼玉北地区地域自立支援協議会で協議をし、人材確保策を検討しているところでございます。

また、障害者地域生活支援拠点事業においても、人材確保をテーマに研修等を企画しているところでございます。今後においては、近隣市町や既存の事業者と連携を図りながら、必要な人材確保に努めてまいります。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

町では、5月6日から65歳以上の高齢者を対象とした集団接種をコミュニティセンター進修館と総合運動公園の2箇所を開始し、7月初旬からは、60歳から64歳の方、基礎疾患や障害手帳をお持ちの方、高齢者施設等の従事者の方を対象に接種を開始する予定です。

施設に入所されている方の接種場所については、各施設または、集団接種会場において別枠で時間を決め接種するなど落ち着いた環境での実施を想定しておりますが、ワクチンの手配や医師及び看護師などを考慮し施設側と調整を行って接種を実施したいと考えております。

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】

障害者地域生活支援拠点事業につきましては、令和3年3月に蓮田市、幸手市、白岡市及び杉戸町と共同で埼玉北地区障害者地域生活支援拠点（愛称：オリーブ）を設置したところでございます。

当該支援拠点につきましては、①相談、②緊急時の受け入れ対応、③体験の機会・場、④専門人材の確保・要請、⑤地域の体制づくりの機能を備えており、障がいのある方が地域で安心して生活できるよう関係機関と連携してサービス提供体制を整備していくものであります。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

県内他市町村の動向も見ながら検討していきたいと考えています。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、定期的にアンケート調査を実施するなど、当事者の声を反映する事業として検討を進めています。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

当町においては、みやしろ健康福祉プランー障がい者編ー「障がい者基本計画」で重点事業として「グループホーム等整備誘導」を位置づけて、障がいのある方の暮らしの場を増えるように努めております。

様々な法人から設置に向けての相談がありますが、実際の設置まで至らない状況となっております。当町としては、まだまだ不足していると認識しておりますので、引き続き、重点事業として位置づけてまいります。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

国の指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）には障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図ることを目的とした地域生活支援拠点等の整備が示されています。

当町では近隣市町とともに広域で設置している埼玉北地区地域自立支援協議会を通じて地域生活支援拠点等の整備を令和3年3月に設置したところであり、今後、老障介護の問題を含めた検討を進めてまいります。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】

障害者支援施設（入所施設）等の利用者で、定期的に土日等利用して帰省している方については、指定特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画によって把握しております。また、不定期の帰省については、把握できていない状況であります。

帰省時に在宅者同様の障害福祉サービスの利用については、制度の範囲内で利用者の必要に応じ、可能な限り利用できるようにしております。現在、当町においては、帰省時に障害福祉サービス等の利用についての相談がない状況となっております。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

当町では埼玉県のとらぬに準じて重度心身障害者医療費助成制度を実施しています。なお、

利用者負担はありません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

当町におきましては、平成25年6月1日から町内医療機関の窓口払いを廃止し、現物給付へ移行しています。現物給付の広域化につきましては、医師会との調整が必要なことから、全県実施を前提として県へ働きかけています。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

県内他市町村の動向も見ながら検討していきたいと考えています。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

障がい起因とする二次障がいについては、早期の気づき、対応により問題を軽減することができます。当町としては、蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町と共同で設置しております埼玉北地区地域自立支援協議会で協議し、医療、保健、福祉の協力のもと、必要な研修や勉強会など実施し、二次障がいの進行を抑えるよう連携してまいります。

- 5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

当町においては、当該事業を実施しております。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

当町においては、県の制度に則り実施しております。

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

当該事業は、障害福祉サービスを補完するものと捉えていますので、県内他市町村の動向も見ながら検討していきたいと考えています。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

当該事業は、障害福祉サービスを補完するものと捉えていますので、県内各市町村の動向も見ながら検討していきたいと考えています。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

当該事業の利用促進のための要望してまいります。

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

当町では初乗り料金の改定を受け、従前は年24枚（@750円）を配布しておりましたが、年36枚（@500円）と配布枚数を増やしております。また、初乗り料金が500円であること、及び1回の乗車につき1枚の利用ということを鑑みると、500円を下回る券種の必要性は考えられず、今後も現状の制度を継続してまいりたいと考えております。

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

当町における福祉タクシー制度及び自動車燃料費助成事業の対象者につきましては、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者3障がい共通の支援策として位置付けています。介助者付き添いも含めた利用につきましては、上記対象者が同乗している場合には利用できることとなっています。また、現在のところ、所得制限や年齢制限の導入の予定はありません。

(3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

当該事業につきましては、地域生活支援事業の補助事業として実施されておりましたが、現在は市町村の単独事業となっております。市町村単独事業となってからは、県に対して補助事業として実施するよう要望をしている状況でございます。当該事業の継続的な実施及び拡充に向け、引き続き要望してまいります。

7、災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

当町では、平成30年4月に策定した、「宮代町避難行動要支援に関する全体計画」に基づき避難行動要支援者の範囲を定めて、避難行動要支援者名簿の作成を行っているところです。なお、避難行動要支援者名簿の作成においては、家族がいても希望する方については名簿に加えています。また、避難経路、避難場所のバリアフリーについては適宜確認してまいります。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

当町では、町内の社会福祉施設等の12施設と福祉避難所の協定を結び、福祉避難所を整備しています。現在、当該施設と福祉避難所の運営等について協議を行っているところです。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

当町では、食料や生活必需品の供給については宮代町地域防災計画に定められているところであり、避難所に避難されている方以外の方にも提供できるように配慮されています。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

当町では、平成30年4月に策定した、「宮代町避難行動要支援に関する全体計画」に基づき避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供することとしています。なお、避難支援等関係者とは、地域の特性や実情を理解・把握している自治会・自主防災組織を基本とし、その他、地域に根差した活動を行う団体として、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察としています。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

自然災害のみならず、感染症発生時または同時発生時においても、役場組織内及び国・県、保健所を含む関係機関との連携のもと、様々な事象への対応に臨んでおります。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

当町におきましては、福祉関連事業の削減や廃止などはありません。今後についても、障がいのある方や生活困窮者など、福祉的支援の必要な方に対する必要な予算の確保に努めてまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

令和3年4月1日時点での待機児童は、6人となっています。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

当町では、町内保育園3園にて定員の弾力化による受け入れを行っています。

令和3年4月1日時点での年齢別の入所児童は、0歳児27人、1歳児88人、2歳児85人、3歳児101人、4歳児99人、5歳児97人の合計497人となっています。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

現在、当町では、土地区画整理事業を行った地域への人口流入等により、未就学児が増えている状況にあり、公立、私立を含め、現存の保育所を維持したまま、新たな整備を行う必要があると考えています。

このため、令和4年4月に認可保育所（定員60人）の増設を予定しており、準備、調整を進めているところです。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

当町では、公立保育所のうち1か所で、障がい児デイサービスを実施しています。定員は6名で、現在のところニーズに対応できている状況です。

引き続き、育成上の不安等を抱えている児童に対して必要な支援ができるよう、体制を継続していきます。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

現在、当町には、一時保育を実施している認可外保育施設が1か所、企業主導型保育所が1か所あります。両事業所とも、当面、認可施設に移行する意向はないとのことですが、今後、移行希望が出された場合は、必要な支援を行っていきたいと考えています。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】

ご要望のとおり、コロナ禍において、保育環境の密を回避することはもちろん、個々の児童の発育の状況に合わせたきめ細かい保育を提供する意味でも少人数による保育は有意なことであると認識しております。

一方で、年々増加傾向にある保育ニーズに可能な限り対応していくことも行政運営上の大きな命題となっているところです。

宮代町では、土地区画整理事業を行った地域への人口流入等により、未就学児が増えている状況にあります。

町内には、現在、公立保育所2園、私立認可保育所3園、小規模保育施設3園があり、利用定員は合計で461名となっております。

令和3年4月1日時点の入所児童数は、497名となっており、定員の弾力化を行うことで、保育ニーズへの対応、待機児童の解消に努めているところですが、4月1日時点の待機児童数は6名、6月末現在では14名となっているところです。

こうした状況を少しでも改善するため、私立保育所の協力を得て、来年度4月から新たな保育所の設置に向けた準備を進めているところであり、これにより待機児童の解消を図るとともに、少人数の実現にも寄与できると考えております。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

当町では、私立保育所に対しては処遇改善加算（施設型給付費に含まれる加算）の積極的利用を促すように説明を行っています。

公立保育所に関しては、臨時職員は昨年度から会計年度任用職員制度に移行し、給与、賞与等の処遇改善が図られたところです。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

今まで保育料の一部として徴収していた給食の材料にかかる費用（副食費）は、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であるため、今後においても保育所等を利用する場合は費用を負担していただくことが原則と考えられますが、制度上、利用者の負担軽減として、年間収入360万円未満相当の世帯及び全世帯の第3子に対しては、副食費を免除することとなっています。

なお、無償化に伴い副食費の徴収を開始しましたが、これにより負担が増加した世帯はありません。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

認可外保育所につきましては、年1回程度、事業所に伺い、指導監査を実施しているところです。また、県等が実施する研修等について、随時、周知を行っています。

町としましては、認可外保育所において適切な保育ができるよう、引き続き指導等を行っていきたいと考えています。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

当町では、既存公立保育園を縮小することや市場化することは、現在考えていません。児童の受入枠拡大のために民間保育所の整備を積極的に行っているところです。

また、町では育児休業取得の場合でも上の子（継続児）に対し、保育の提供を行っています。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

当町では、近年の学童保育へのニーズの増加に対応するため、平成31年4月から、いちよりの木児童クラブ（東小学校）の分室を設置し、また、令和元年度においては、笠原小学校敷地内に新たに学童保育施設を建設し、令和2年4月から、ふじ児童クラブの受入定員を大幅に増やしたところです。

さらに、令和3年度には、かえで児童クラブにおいて、利用者の増に対応するため、支援単位を増設したところです。

このため、現在のところ待機児童は発生しておらず、適正規模による保育を実施している

ところ です。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 41 市町（63 市町村中 65.1%）、「キャリアアップ事業」で 32 市町（同 50.8%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

指定管理者制度による運営を導入している宮代町かえで児童クラブについては、これまで要件を満たした年度においては放課後児童支援員等処遇改善等事業費を申請し、交付を受けています。

また、昨年度から指定管理者制度を導入したその他の児童クラブについては、放課後児童支援員等処遇改善等事業費の申請等について、指定管理者と調整を図る予定です。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

当町では、令和 2 年度から全ての放課後児童クラブにおいて指定管理者制度を導入したため、公営の児童クラブはありません。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18 歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】

県内では、子ども医療費の対象年齢の拡大等を図っている自治体が見られますが、現在の県の市町村に対する補助金制度は、乳幼児医療補助として、小学校就学前までの児童のみを対象とする補助で、それ以外の対象年齢は、各市町村の単独負担によって制度の拡大がなされているのが実情です。

このため、新たに町単独の費用負担が生じ、財政負担の増大と他分野の施策への影響が懸念される対象年齢拡大の導入については、慎重にならざるを得ない状況です。

また、18 歳の年度末まで対象を拡大することは、高校生世代まで対象となりますが、この世代は、小さな子のように感染症にかかりやすい等の状況ではなく、主に大きな病気や怪我が受診の要因になると考えられ、このような場合では高額療養費等の給付もあることから、そのような制度を有効に使っていただくことで、負担の軽減が図れるものと考えています。

(2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

前述したように、現在の県の市町村に対する補助金制度は、乳幼児医療補助として、小学校就学前までの児童のみを対象とする補助制度となっています。しかしながら、県内全ての市町村で対象年齢の拡大を行っていますので、引き続き県補助対象年齢の拡大を要望していきたいと考えています。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】

当町におきましては、生活保護の実施機関は埼玉県東部中央福祉事務所となっておりますが、申請にあたっての基本的な制度説明については町でも行っております。申請にあたっての相談については、福祉事務所のケースワーカーが生活保護法に基づき申請者の状況を調査し、最終的な生活保護の要否を判断しています。このため、生活保護の相談を最初に対応し、福祉事務所につなげることが町の役割となっており、福祉事務所が的確な判断ができるよう必要な情報や状況の把握に重点をおいて対応をしているところです。

なお、「しおり」につきましては、埼玉県東部中央福祉事務所が作成し、町の窓口において相談等の際に速やかにお渡しできるように備えております。

また、埼玉県東部中央福祉事務所のほか、相談内容に応じて、当町の県総合相談窓口であるアスポート相談支援センター埼玉東部や庁内関係各課などの関係機関と連携しております。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】

生活保護につきましては、町村部においては埼玉県が実施機関となります。当町におきましては、埼玉県東部中央福祉事務所が管轄となり対応しているところでございます。当町においては、制度の説明や県福祉事務所のケースワーカーにつなぐなどの対応をしているところであります。

扶養照会についてのご要望につきましては、実施機関の埼玉県に伝えてまいります。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。
福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

生活保護につきましては、町村部においては埼玉県が実施機関となります。当町におきましては、埼玉県東部中央福祉事務所が管轄となり対応しているところでございます。当町においては、制度の説明や県福祉事務所のケースワーカーにつなぐなどの対応をしているところであります。

決定・変更通知書についてのご要望につきましては、実施機関の埼玉県に伝えてまいります。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。
生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。
また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】

生活保護につきましては、町村部においては埼玉県が実施機関となります。当町におきましては、埼玉県東部中央福祉事務所が管轄となり対応しているところでございますが、町担当職員につきましても、埼玉県による生活保護相談担当者研修などに参加するなど様々な機会を捉え知識の蓄積と人権意識の向上に努めて参ります。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。
コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】

生活保護につきましては、町村部においては埼玉県が実施機関となります。当町におきましては、埼玉県東部中央福祉事務所が管轄となり対応しているところでございます。当町においては、制度の説明や県福祉事務所のケースワーカーにつなぐなどの対応をしているところであります。

無料定額宿泊所についてのご要望につきましては、実施機関の埼玉県に伝えてまいります。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

当町では、生活困窮者の対応につきましては、関係各課において連携して対応しております。生活困窮者の状況に応じて、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援事業の実施機関である埼玉県につないでいます。

また、当町におきましては、生活保護の実施機関は、東部中央福祉事務所となっており、ケースワーカーが生活保護法に基づき申請者状況を調査し、最終的な生活保護の可否を判断しています。このため、町は保護の相談初期対応し、福祉事務所つなげることが町の役割な

っており、福祉事務所が的確に判断ができるよう必要な情報に重点をおいて対応していることです。また、町窓口においては幅広く生活にお困りの方の相談対応を実施し、生活保護制度の説明に止まらず、総合支援資金や緊急小口資金の必要がある場合は、社会福祉協議会をご案内しております。また、家賃の支払いにお困りの場合は住宅確保給付金の対応を行うアスポート相談支援センター埼玉東部を紹介するなど、個々の事情に合わせた情報提供に努めています。いずれにいたしましても、生活に困窮し、精神的に疲弊した状況をいち早く救済できる対応に努めて参ります。

以上